青森県庁舎広告掲載事業に係る一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和5年2月28日

青森県知事 三村申吾

1 入札に付する事項

(1) 件名

青森県庁舎広告掲載事業

(2) 掲出場所及び枠数(合計31枠)

①南棟1階エレベーターホール	4枠
②南棟エレベーター内壁	4 枠
③南棟エレベーター内床	1枠
④東棟1階男子トイレ	3枠
⑤南棟1階男子トイレ	3枠
⑥北棟1階エレベーターホール	3枠
⑦北棟エレベーター内壁	6枠
⑧北棟1階パスポート窓口	2 枠
⑨北棟1階男子トイレ	3枠
⑩北棟8階エレベーターホール	2 枠

(3) 事業期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。なお、令和6年4月1日以降の事業期間は、1年ごとに行政財産使用許可期間の更新を受けることにより、令和5年4月1日から3年間を限度として更新することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 青森県財務規則(昭和39年3月青森県規則第10号)第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領(平成11年6月30日施行。令和4年2月14日最終改正)第5に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」)に「広告・宣伝」の営業種目により登載されている者であること。
- (4) 競争入札参加資格者名簿に登載された日から開札の時までの間に、物品の製造の請負、 買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者 名簿登載業者に関する指名停止要領(平成12年1月21日施行。令和3年4月1日最終

改正) 別表に掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたもの を除く。) がない者であること。

3 入札参加表明

一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる提出書類を、郵送又は持参により提出しなければならない。

(1) 提出書類

一般競争入札参加表明書

(2) 提出期限

令和5年3月8日(水)午後3時

(3) 提出場所

青森県青森市長島一丁目1番1号 青森県総務部財産管理課財産管理グループ

- 4 入札説明書(令和2年度青森県庁舎広告掲載事業募集要項)の交付場所及び契約条項を示す 場所並びにその期間
 - (1) 場所
 - 3 (3) に定める場所と同じ
 - (2)期間

令和5年2月28日から令和5年3月10日まで

- 5 入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 日時

令和5年3月10日(金)14時00分から

(2) 場所

青森県青森市長島一丁目1番1号 青森県庁舎南棟4階A会議室

- 6 入札保証金及び契約保証金に関する事項
 - (1) 入札保証金

青森県財務規則第132条第1項第2号の規定により免除する。

(2) 契約保証金

青森県財務規則第159条の規定による。

7 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

- 8 その他
 - (1)入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した 入札は、無効とする。

(2) その他詳細は、入札説明書(令和5年度青森県庁舎広告掲載募集要項)による。